

消防予 第 458 号  
平成 26 年 11 月 5 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長  
〔公 印 省 略〕

消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）

標記の件について、別添のとおり質疑応答を送付いたしますので執務上の参考として下さい。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁予防課設備係  
担当：金子、久保田  
電話：03-5253-7523  
FAX：03-5253-7533

問 消防法施行規則第 28 条の 2 第 2 項第 4 号の規定により、消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物の乗降場に通ずる階段及び傾斜路並びに直通階段に建築基準法施行令（以下「建基令」という。）第 126 条の 4 に規定する非常用の照明装置（以下「非常照明」という。）で、60 分間作動できる容量以上のものを設けた場合には、通路誘導灯の設置を要しないこととされているが、当該非常照明は、建基令第 126 条の 5 に規定する非常照明の基準（予備電源の容量に係る基準を除く。）を満たす必要があるのか。

(答)

お見込みのとおり。